

住民監査請求（3月31日受付）の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

公園の管理に関するもの

経過

- 令和7年3月31日 職員措置請求書受付
令和7年4月17日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和7年5月1日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和7年5月29日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

中田中央公園は南部公園緑地事務所が所管し、指定管理されています。
南部公園緑地事務所の杜撰な管理による公金の無駄な出費があります。
指定管理者が基本水準書通りに業務を実施していません。このことは契約不履行に相当します。
契約違反相当の行為があったときには速やかに無駄に支出した公金を回収すべきです。

監査の結果

本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。（棄却）

＜監査委員の判断＞

- (1) 令和6年3月分の建屋及び排水施設の管・樹の清掃の実績について
監査結果公表文9ページに記載のとおり
- (2) 本件指定管理料の支出手続について
監査結果公表文9ページから10ページまでに記載のとおり

以上のことから、本件支出については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

＜意見＞

監査結果は以上のとおりですが、指定管理料の支出という通常の委託契約等とは異なる特性を持つ財務会計上の行為であることを踏まえ、次のとおり意見を付します。

今回、指定管理協定に基づく本件支出の根拠として指定管理業務の内容及び維持管理水準について裁量の逸脱があったとは認められませんでした。一方で、維持管理水準について基本水準書における履行数量等の遵守を求めるものではないとしても、実態としての公園管理は一層適切に行われなければならないと考えられます。他の来園者からは目立った苦情や要望は確認されていないとのことですですが、公園の状況及び指定管理者への指導等について誤解を招く状況にあった可能性は否定できません。

横浜市指定管理者制度運用ガイドラインにあるとおり「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図る」という目的を踏まえ、効果的に指定管理者制度を運用し適切な公園管理を行うとともに、正確で分かりやすい情報を提供することで、引き続き市民との相互信頼に基づく市政を推進することを求めます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20250331_1.pdf



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされたことが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 佐藤 やよい Tel 045-671-3354